○大隅肝属広域事務組合行政組織等に関する規則

平成21年４月１日

大隅肝属広域事務組合規則第３号

肝属地区一般廃棄物処理組合事務局規則（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合規則第２号）の全部を改正する。

改正

令和４年３月29日規則第４号

大隅肝属広域事務組合行政組織等に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、大隅肝属広域事務組合課設置条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第10号。以下「条例」という。）第３条の規定に基づき、大隅肝属広域事務組合事務局（以下「事務局」という。）の事務を処理するために必要な組織、分掌事務及び職制について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　条例第１条の課に係を置き、その名称及び事務分担は、別表のとおりとする。

（事務局の職制）

第３条　事務局に事務局長及び会計管理者を置く。

２　課に課長を置き、課長補佐を置くことができる。

３　係に主幹及び係長、主査、主任主事、技師、主事、主事補及び技師補を置くことができる。

４　会計事務を補助させるため、出納員その他の会計職員を置く。

（職務）

第４条　事務局長は、管理者の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

２　課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理するとともに、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　課長補佐は、課長を補佐し、上司の命を受け、課の事務を整理し又は特命に関する事項を処理するとともに、課長に事故があるとき、又は課長が欠けたときは、その職務を代理する。

４　係長その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

５　出納員その他の会計職員は、上司の命を受け、会計事務に従事する。

（その他）

第５条　この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月29日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

課名	係名	分担事務
総務介護課	庶務係	1　議会に関すること。 2　例月出納検査及び監査等に関すること。 3　条例、規則、規程等の制定及び改廃に関すること。 4　行政不服審査会、個人情報・情報公開審査会等に関すること。 5　建物及び公用車の損害共済事務に関すること。 6　広報及び公聴に関すること。 7　公印に関すること。 8　公告式に関すること。 9　職員及び会計年度任用職員の給料等、厚生・保健、任免・採用・配置・服務その他人事及び公務災害に関すること。 10　組合と派遣元自治体との調整に関すること。 11　組合が加入している関係機関との調整に関すること。 12　予算編成・執行、決算統計、決算調製に関すること。 13　会計事務に関すること。 14　現金・有価証券の出納、保管及び記録管理に関すること。 15　指定金融機関等に関すること。 16　出納員その他出納に関すること。 17　公会計制度、財政計画、地方債等に関すること。 18　構成市町の負担金事務に関すること。 19　財政状況公表等に関すること。 20　物品の出納及び保管に関すること。 21　財産台帳、基金台帳、備品台帳及びその他簿冊の整備保管に関すること。 22　入札及び契約に関すること。 23　文書の収発及び整理保管に関すること。 24　その他庶務に関すること。
	認定審査係	1　介護認定審査会に関すること。 2　市町村審査会に関すること。 3　その他介護保険及び障害者総合支援に関すること。

環境衛生課	施設管理係	1　予算編成・執行に関すること。 2　関係機関との連絡調整に関すること。 3　職員等の安全管理及び教育等に関すること。 4　会計年度任用職員の雇用等に関すること。 5　一般廃棄物処理施設（清掃センター、最終処分場）の運営・維持管理及び処理手数料に関すること。 6　肝属地区清掃センター環境保全委員会に関すること。 7　電力及び資源物の売買等に関すること。 8　環境ふれあい館の運営及び維持管理等に関すること。 9　余熱利用施設に関すること。 10　きもつき苑の運営・維持管理及び使用料に関すること。 11　指定管理者制度に関すること。 12　見学者に関すること。 13　その他施設管理に関すること。